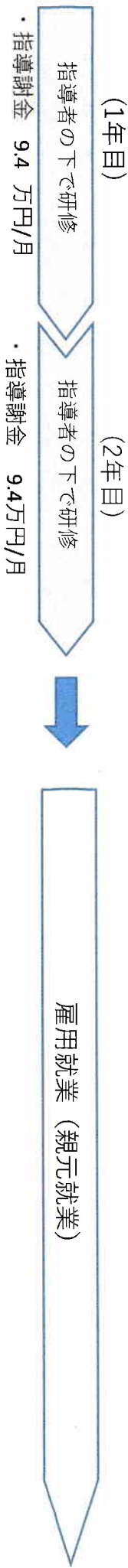
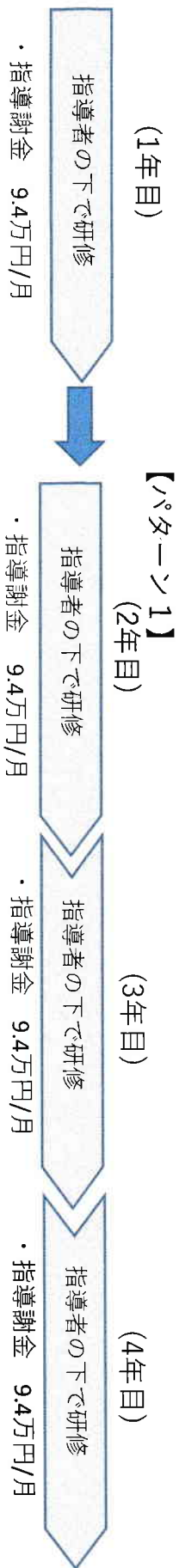


## 2-1 新規就業者の長期研修支援 ①事業の仕組み

### 雇用就業（親元就業）する場合



### 独立・自営を目指す場合

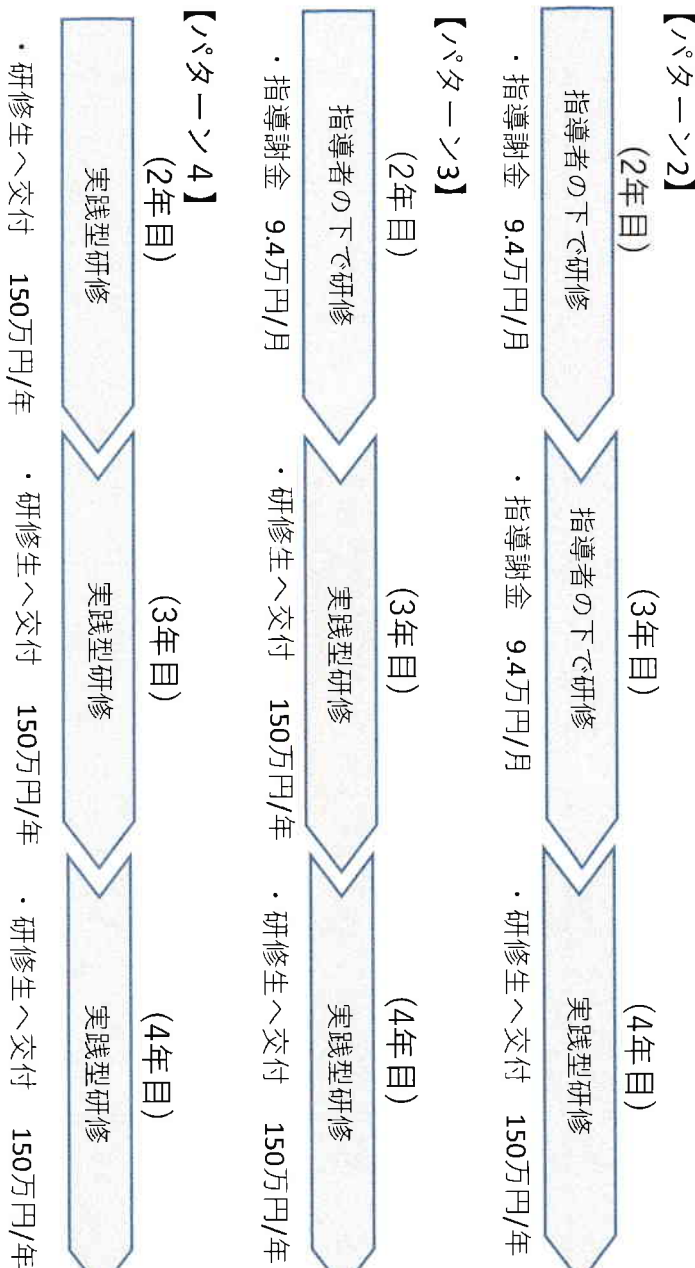


○指導者の下での研修（雇用型・独立型）

- ・研修生を受け入れ、OJT方式で研修指導する指導漁業者に対し、指導謝金が支払われます（最大9.4万円/月）
- ・**3親等以内の親族が経営する機関での研修のみが対象です**

○実践型研修（独立型）

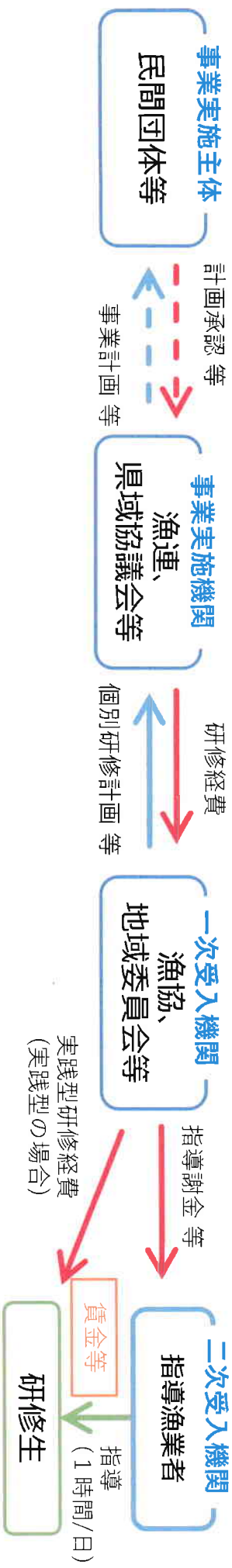
- ・水揚げ目標等を定め、自ら計画を実証する研修生に対し、実践研修経費を交付します（最大150万円/年）。
- ・指導者は、定期的に漁獲実績を確認し、研修生に助言してください（最大14,100円/月）。
- ・**指導者は漁家子弟の3親等以内の親族**



独立・自営

2-2 新規就業者の長期研修支援 ②支援対象経費等

- 新規就業者が漁業への就業に必要な技術・知識を習得できるよう、長期研修の受講を支援する仕組みです。
- 研修生を受け入れ、**漁業を指導する漁業者に、所属漁協等を通じて指導謝金**が支払われます。
- 実践型研修の場合は、**研修生に、所属漁協等を通じて実践型研修経費**が支払われます。

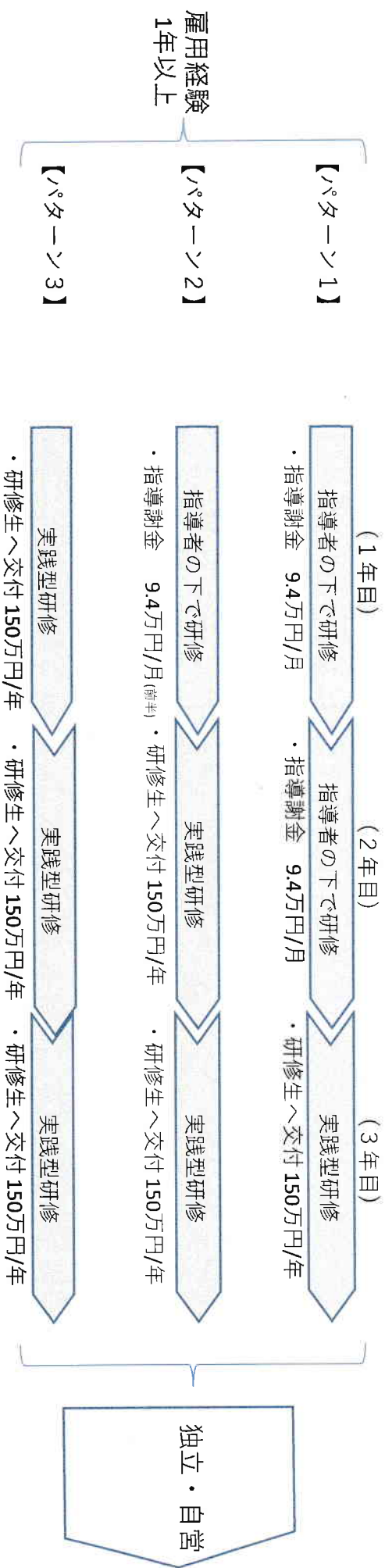


支援対象者・対象経費	内容・条件
研修生	漁業経験 1 年未満の者
指導漁業者	研修生に対して指導できる技術・経験を有していること <b>ただし、研修生との関係が3親等以内の親族が経営する機関に限る</b>
指導謝金	月額 <b>9.4 万円以内</b> (4,700円/時間×1 時間/日×20日以内)
実践型研修経費	実践型研修の場合、研修生に <b>最大150万円/年</b> (月額12.5万円×12ヶ月)
実践型研修中の指導謝金	実践型研修生の漁獲実績を確認し、助言する指導漁業者に <b>月額14,100円以内</b> (2,350円/時間×3 時間/日×2 日以内)
研修生の旅費	他県から赴任する研修生の <b>赴任旅費</b> を指導漁業者等が負担する場合 (実費)
研修生の装備品	ライフジャケット、ヘルメット、合羽、長靴など (必要性を精査の上、実費)
研修生の傷害保険等	研修生の保険料の実費相当額 (研修生を <b>必ず労災保険</b> (親元就業等で労災保険に加入できない場合に限り傷害保険等) に加入させてください。)

## 2-3 雇用就業者の独立・自営経営の起ち上げ支援

- 雇用就業者が独立を目指す場合、長期研修の仕組みにより支援します。
  - 親元就業者の独立・暖簾分けも対象です。
  - 最長3年間、指導者の下でのOJT研修または実践型研修の組合せにより研修受講を支援します。**
- ただし、過去に雇用型研修を受けたことがある場合は実践型研修は最長2年間とします。

### 雇用就業者の独立・自営経営の起ち上げに向けた研修パターン



#### 支援対象者・対象経費

#### 内容・条件

研修生

漁業への雇用就業（親元就業含む）経験1年以上の者

指導漁業者

研修生に対して指導できる技術・経験を有していること

**ただし、研修生との関係が3親等以内の機関に限る**

研修生の装備品

ライフジャケット、ヘルメット、合羽、長靴など（必要性を精査の上、実費）

研修生の傷害保険等

研修生の保険料の実費相当額

研修生を**必ず**労災保険（親元就業等で労災保険に加入できない場合に限り傷害保険等）に加入してください。）